商用車の電動化
促進事業（トラック）

補助金申請の流れ（概要）

トラックと充電設備の申請

申請者	LEVO

「事前登録された車両情報」の確認

※jGrantsとは、デジタル庁が開発した補助金申請システムです。

電子申請システム（jGrants※）・Eメール（識別番号付き注2）・郵送

交付申請書注1（様式第１の２）

【提出書類】
提出資料総括表（その２）　参照

申請 → 交付申請書（様式第１）【審査】

・環境省承認

通知 ← 交付決定通知書（様式第3）

交付決定通知書（様式第3）**受領**

Eメール

※充電設備については、機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。

新車車両の購入

自動車検査証の新規登録年月日は
令和６年２月１日～
令和７年１月31日

充電設備の購入・契約・施工

契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること

完了実績報告書（様式第１１の２）

【提出書類】
提出資料総括表（その２）　参照

注３ **提出** → 完了実績報告書（様式第１１）**【審査】**

・環境省承認

通知 ← 交付額確定通知（様式第１２）

交付額確定通知（様式第１２）受領

Eメール・郵送（ステッカー）

精算払請求書（様式第１３）

※様式第11と同時に提出

請求 → 精算払請求書（様式第１３）**受領**

振込 ← 補助金　支払

補助金　受領

事業報告（様式第１４）
・走行データ報告書　申請年度と翌年度分を提出

提出 → **受領・【審査】**

・環境省に報告

（注1）トラックは既に対象車両を新車新規登録済の申請者も交付申請を必ず行って下さい。
（注2）申請者確認用「識別番号」を発行させていただきます。 初回申請前に必ず識別番号発行依頼書にてevhojo@levo.or.jpへご連絡下さい。（jGrants 除く）
（注3）可能な限り令和７年１月３１日までにご提出をお願いいたします。